

事務連絡
令和6年3月31日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
水道課水道計画指導室

**「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」
活用にあたっての留意点について（当面の対応方針）**

水道行政の推進につきまして、平素より御尽力及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、施設更新、再構築に要する概算費用を算出するために、『水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（以下、「手引き」という。）』を平成23年12月に作成・公表したところですが、作成から10年以上経過し、建設資材価格や人件費、諸経費等が上昇していることや、消費税率が変更されていることなどに伴い、実際の施設更新、再構築に要する費用との乖離が見られる状況となっています。他方、水道事業者において工事等を発注する際、手引きが直接的に予定価格の算出に使用される場合があり、入札不調の一因となる事例も見受けられることから、改めて手引きの使用条件や使用にあたっての留意事項について、別紙のとおり整理したので周知します。

なお、手引き作成時に工事実績が不足していた項目の追加や、技術的な変化があった工種を含む施設データに関して、令和6年度中に手引きの更新を行う予定です。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等への周知をお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局水道課 井元、中井、向川、青木、深瀬、澤田、佐藤

E-mail : shidoushitsu@mhlw.go.jp TEL : 03-5253-1111（内線 4015）

【別添資料】

（別紙1）「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」活用にあたっての留意点（概要版）

（別紙2）「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」活用にあたっての留意点（本文）